

第 5 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和7年12月12日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和7年12月12日（金曜日）

午前9時58分開議

午前11時8分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第7号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)

議案第11号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第8号)

議案第53号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第58号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの策定について

②第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

出席委員(8人)

委員長 岩本浩治

副委員長 荒川知章

委員 岩下栄一

委員 藤川隆夫

委員 内野幸喜

委員 岩田智子

委員 亀田英雄

委員 立山大二郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 下山 薫

医監 木脇 弘二

長寿社会局長 本田 敦美

子ども・

障がい福祉局長 清水 英伸

健康局長 篠田 誠

首席審議員

兼健康福祉政策課長 入田 秀喜

健康危機管理課長 弓掛 邦彦

高齢者支援課長 笠 新

認知症施策・

地域ケア推進課長 永野 千佳

社会福祉課長 富安 智詞

子ども未来課長 緒方 雅一

子ども家庭福祉課長 中村 寿克

首席審議員

兼障がい者支援課長 竹中 良

医療政策課長 神西 良三

国保・高齢者医療課長 黒瀬 琢也

健康づくり推進課長 堤 茂

薬務衛生課長 飯野 彬

病院局

病院事業管理者

職務代理者 欽本 亮太

総務経営課長 米田 健人

事務局職員出席者

議事課主事 井 島 美 幸
政務調査課課長補佐 都 富 真 一

午前9時58分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔に行っていただきたいと思っております。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 健康福祉部の下山でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、議案の説明に先立ちまして、令和7年8月豪雨への対応について御説明を申し上げます。

まず、被災者の生活再建については、11月末時点で、賃貸型応急住宅に266世帯、617人の方が、建設型応急仮設には、美里町と上天草市で11世帯、23名の方が入居されています。

また、被災者の見守り、相談支援等を一体的に行う地域支え合いセンターを7市町が設置し、関係機関等と連携して、被災者の生活再建と自立に向けた総合的な支援が進められています。

さらに、被害が300を超えた社会福祉施設や医療機関等に対しましては、早期復旧に向けまして、補助制度の周知に取り組むとともに、対象となる施設に対しては、補助制度による迅速な支援を進めているところでございます。

引き続き、被災市町と連携し、被災された方の生活や住まいの再建、社会福祉施設等の復旧、復興に向けて取り組んでまいります。

また、先月21日に閣議決定された総合経済対策につきましても、最大限の活用を図るべく、国の予算審議の状況を踏まえながら、遅滞なく対応できるよう準備を進めているところです。今後、改めて御相談させていただきますので、その際は、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、条例関係4議案、その他報告が2件でございます。

まず、予算関係でございますが、9月補正予算編成後の状況変化に伴い対応が必要となった事業として、1億1,900万円余の増額をお願いしております。

主な内容ですが、応急仮設住宅入居者等の住まいの再建に要する経費についての助成や、被災者生活再建支援法の非適用市町村に居住する被災者への支援金の助成に要する経費などを計上しております。

また、9日に追号として上程しております人事委員会勧告を踏まえた職員給与及び会計年度任用職員報酬の改定に伴う増額分として、総額2億7,000万円余を計上しております。

次に、条例関係ですが、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての外3件をお願いしております。

最後に、その他報告ですが、全庁的に策定を進めている令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランと、健康福祉部内で今年度改定予定の第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の概要について御説明いたします。

以上、概要を御説明申し上げましたが、詳

細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から議案第1号の説明をお願いいたします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料2ページをお願いいたします。

令和7年度11月補正予算関係について御説明いたします。

まず、社会福祉総務費です。

右側説明欄にありますとおり、住まいの再建支援事業といたしまして、令和7年8月豪雨に伴い、住まいの再建を行う応急仮設住宅入居者等に対し、自宅再建や民間賃貸住宅入居等に要する経費について助成を行うものです。

続いて、その下、災害救助費です。

右側説明欄がございますとおり、被災者生活再建支援事業といたしまして、令和7年8月豪雨において、被災者生活再建支援法が適用されなかった市町村に居住の被災者に対しまして、支援法適用の市町村と同等の支援金を助成するものです。

続きまして、3ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

健康福祉部におきましては、上段の民生費のうち、社会福祉費で県総合福祉センター管理費ほか2事業、児童福祉費でこども総合療育センター管理運営費、また、下段の衛生費のうち、公衆衛生費で精神保健福祉センター維持補修費、環境衛生費で動物愛護推進事業について、それぞれ繰越しをお願いしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

保健・医療・福祉関係業務として、新年度

当初から業務を開始する必要がある委託業務等について、債務負担行為の設定をお願いしております。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

こちら、左側、公衆衛生総務費でございます。

右側説明欄1の国庫支出金精算返納金でございます。

これは、令和2年度から令和4年度までにおける新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の事業費再確定に伴う精算返納金でございます。

以上でございます。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

6ページをお願いいたします。

児童福祉総務費の説明欄、国庫支出金精算返納金については、令和5年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給食費支援事業について、令和5年度2月補正で予算を計上し、その全額を令和6年度に繰り越して事業実施をいたしました。

今年度に入りまして、当該事業の額の確定に伴い、国庫分を返納するものでございます。

子ども未来課は以上でございます。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料7ページをお願いいたします。

児童福祉総務費の110万円余の増額について御説明をいたします。

右側説明欄1、国庫支出金返納金です。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して市町村が行った事業につきまし

て、額が確定したことに伴い、返納金が生じたものでございます。

資料8ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の社会的養護自立支援業務は、支援コーディネーターを配置して、児童養護施設等を退所していく児童に対し、退所前から退所後にわたって生活支援や就労支援等を継続して行うものです。

支援スキルのある外部事業者への委託を想定しておりまして、複数年度にわたり切れ目なく実施するため、8,472万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、下段、児童家庭支援センター運營業務ですが、市町村と児童相談所をつなぎ、心理等の専門性を生かした相談対応等を行う児童家庭支援センターにつきまして、社会福祉法人等適切な事業者へ委託して実施するものです。

複数年度にわたり継続的に設置し、切れ目なく相談対応業務を実施するため、1億5,347万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

9ページをお願いします。

公衆衛生総務費ですが、説明欄1の保健医療推進対策費のうち、へり救急医療搬送体制推進事業ですが、熊本赤十字病院が行うドクターヘリ運営に対する助成額について、ドクターヘリの燃料、機体部品等の高騰や人件費の上昇に対応するため、国の補助基準額が増額されたことによる増です。

また、説明欄2の国庫支出金返納金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

医療政策課は以上です。

○岩本浩治委員長 次に、議案第49号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

こちらの追号分の増額補正は、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた職員給与の改定並びに当該給与改定に準ずる会計年度任用職員の報酬等改定に伴うものであり、以下、32ページまで、補正理由は各課共通でございますので、以降の説明は省略させていただきます。

健康福祉政策課からは以上です。

○岩本浩治委員長 次に、議案第53号の説明をお願いいたします。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

33ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計において増額補正をお願いしています。

先ほどの健康福祉政策課長からの説明と同様に、人事委員会勧告を踏まえた職員給与の改定に準ずる会計年度任用職員の報酬等の改定に伴うものです。

国保・高齢者医療課からは以上です。

○岩本浩治委員長 次に、議案第11号及び第12号の説明をお願いいたします。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

36ページをお願いいたします。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、38ページでさせていただきます。

1の条例改正の趣旨についてですが、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、県関係条例の規定を整備するものです。

2の内容についてですが、国の改正に伴い、以下の①から③の条例を改正いたします。

①は、保育所等児童福祉施設、②は、障害者の通所支援の事業等、③は、障害児の入所施設等について、その設備及び運営等の基準に関する条例について改正するものになります。

条例改正の具体的な内容としましては、健康診断の取扱いになります。乳幼児等が上記①から③の施設の利用開始前に行われた健康診査について、施設の利用開始後に行うこととされている健康診断と内容が同じ場合は、健康診断の全部または一部をそれに代えることができるというものでございます。

条例は、公布の日から施行します。

続きまして、39ページをお願いいたします。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明につきましては、41ページでさせていただきます。

1の条例改正の趣旨についてですが、児童福祉法等の一部改正に伴い、県関係条例の規定を整理するものでございます。

2の内容についてですが、(1)につきましては、児童福祉法の一部改正に伴う関係条例として、以下の①から③の条例について、規定の整理を行うものでございます。

①は、保育所等児童福祉施設の関係、②は、一時保護施設、③は、障害児の入所施設等についての設備、運営の基準等に関する条例について改正いたします。

条例改正の具体的な内容としましては、児童福祉法の改正において、虐待に関する規定

について再定義されたことに伴い、条ずれが生じたため、県関係条例の規定を整理するものでございます。

その下、(2)については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正に伴い、県関係条例の規定を整理するものでございます。

条例改正の具体的な内容についてですが、いわゆる認定こども園法において、虐待に関する定義が新設されたことに伴い、県の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の規定の整理を行うものでございます。

条例は、公布の日から施行いたします。

子ども未来課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第13号の説明をお願いします。

○中村子ども家庭福祉課長 説明資料42ページをお願いいたします。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

具体的な説明は、概要で、44ページの資料で御説明をいたします。

1の条例改正の趣旨についてでございますが、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、県関係条例の規定を整理するものでございます。

2の改正内容についてです。

まず、(1)は、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める各施設の長や児童指導員などの任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加し、また、児童自立支援施設に配置する児童自立支援専門員等の任用要件に、精神保健福祉士の資格を有する者を追加するもので

す。

(2)は、熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める、県が設置する一時保護施設の児童指導員の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第14号の説明をお願いします。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料45ページをお願いいたします。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例案についてであります。

説明は、46ページでさせていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、障害者総合支援法等の一部改正を踏まえまして、関係規定を整備するものであります。

2の内容のところでございますが、(1)障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例についてでございますが、総合支援法の一部改正に伴いまして条項ずれが生じたので、所要の規定の整理を行うものであります。

続いて、(2)でございますが、総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正によりまして条項ずれ等が生じたので、関係条例の規定を整備するものであります。

3の施行期日は、公布の日としています。

障がい者支援課は以上であります。

○岩本浩治委員長 続いて、病院局の審査に移ります。

まず、病院事業管理者職務代理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

初めに、欽本病院事業管理者職務代理者、お願いします。

○欽本病院事業管理者職務代理者 病院局でございます。

今定例会に提案しております病院局関係の議案の概要について御説明いたします。

今回提案しておりますのは、予算関係2議案でございます。

まず、議案第7号、令和7年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、これは、庁舎等管理業務及び情報処理関連業務について、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、追加提案しております議案第58号、令和7年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、これは、一般職員の例によるとされております病院局職員の給与及び会計年度任用職員の報酬等の改定に伴う給与費の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から議案第7号及び第58号の説明をお願いします。

○米田総務経営課長 総務経営課でございます。

予算説明資料10ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

今回の補正予算につきましては、来年4月1日から業務を実施する必要があり、今年度中に契約事務を行うため、清掃や警備などの庁舎等管理業務で9,300万円余、電子カルテ保守などの情報処理関係業務で1,000万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、今回の債務負担行為の設定に当たりましては、労務単価の上昇等を踏まえ、昨年度から約10%アップの額で設定をお願いしております。

次に、35ページをお願いいたします。

この増額補正につきましては、先ほど健康福祉政策課長が御説明しました内容のとおりでございますが、職員給与の改定及びこれに準ずる会計年度任用職員の報酬等の改定に伴い、4,300万円余の増額をお願いするものでございます。

説明については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明していただきたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 9ページの、ちょっとドクターヘリの件でお尋ねしたいと思います。

新聞紙上等で、いろんなところで運休が出ているという話が聞こえてきております。熊本県は大丈夫みたいな話もありますけれども、現在のこのドクターヘリの運用状況をまずお聞かせいただき、その中で整備等が当然あるわけなので、そのときには、代替機とか何か来ているというふうに思うんですけども、その付近の仕組み含めてちょっと教えていただければと思います。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

ドクターヘリの運用状況について御報告を

いたします。

こちら、熊本赤十字病院のほうに基地病院として担っていただいております、そちらのほうに運営に関する助成額を3億5,000万円程度お出ししております。

熊本赤十字病院のほうから、運営につきましては、福岡の西日本空輸というドクターヘリを運用している会社のほうに運航委託をしております、西日本空輸のほうで実際対応しております。

他県で整備士が不足して、ドクターヘリが運休するというような事態に陥っておりますが、西日本空輸のほうでは、整備士を13名ぐらい確保しております。西日本空輸全体で九州各県の5県を運用しておりますけれども、5県で5機運用しております。本県は1機でございますけれども、整備士は、大体ヘリに1人ずつ乗っていくというところでございますので、13人ぐらいございますので、大体常時1名の確保はできているということでございます。休みも十分取れているという報告も受けておりますので、そちらの整備士不足ということで運休になるということはありません。

また、ヘリにつきましては、実際リース契約でやっておりますので、代替機のほうも確保できますので、故障等があった場合でも、代替機をすぐ使えるという仕組みになっておりますので、そういった形で運休のほうは起きないような形で運航委託のほうをさせていただいているところでございます。

医療政策課は以上でございます。

○藤川隆夫委員 今の説明で現状安心できるような話というふうに私、ちょっと伺いました。

当然、ドクターヘリの運航が止まってしまうと、防災消防ヘリは、もともとが病院間の搬送をしていますけれども、そっち側が出ていかなきゃいけなくなるってなると、当然厳

しい状況になるというふうに考えておりますので、今の体制であれば何とか回っていくのかなというふうに考えておりますので、ぜひそういうふうな目詰まりが起こらないように、再度またいろんな関係各所と連携取りながらやっていただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

○内野幸喜委員 ちょっと関連していいですか。

熊本の場合は、ドクターヘリを補完するような形で、防災ヘリ「ひばり」があります。この「ひばり」も、火災とか救助よりも、やっぱり救急ということで、まさにそのドクターヘリの分を補完しているのかなというふうに思いますけれども、さっきの説明で、西日本空輸さんに日赤さんが委託しているということで、九州の5県5機あって、5県が同じように西日本空輸さんに委託されているってことです。

熊本の場合、さっき言った「ひばり」もありますけれども、最後のとりでという形で、例えば他県との協定というか、そういったことも結んだほうがいいのかなど。

例えば、災害が起こったら、「ひばり」はそちらのほうに行かないといけない。そうしたときに、ドクターヘリがどうしても運航できないとなったときに、隣県のドクターヘリを活用できるような、例えば、相互にできるようなそういう協定というのも、この同じ西日本空輸さんに委託している県であれば、整備士の問題とかもクリアできると思うので、そういったことも検討したほうがいいのかなどというふうに思うんですが、そこはどうでしょうか。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

ドクターヘリの県外への運航の連携といい

ますか、そういった御質問であるかと思いません。

本件につきまして、先ほど内野委員からもお話ありましたけれども、まず、県外との連携に関しては、防災ヘリの連携ということで実際動いているというところがございます。そこは協定を結んでおりまして、実際に連携していているというところがございます。

ドクターヘリにつきましては、今のところまだ協定という形ではございません。運航は平成24年から始めておりますけれども、当初は、県内だけということですとずっとやっていったところがございますけれども、熊本地震も経験しまして、そういったドクターヘリも県外に行けるような形で進めるということで、今のところは協定というところまではございませんけれども、九州に民間のドクターヘリの運航を検討するドクターヘリの運営協議会というのが、福岡県の久留米大学が中心になってやっていらっしゃる協議会がございます。そちらのほうでも、常に連携と申しますか、そういったところでは協議は行ってきているところがございますので、地震以降は、そういった連携の仕組みづくりを進めている途中というところがございますので、防災ヘリのように、がっちり協定まで結んではないんですが、委員御指摘のとおり、そういったところは、また民間ヘリの活用という視点から、引き続き検討していきたいと思っております。

医療政策課は以上です。

○内野幸喜委員 ちょっと、もし分かるなら教えていただきたいんですけども、例えば、熊本はそういう協定とか他県と結んでないってことですが、例えば、福岡県が隣県の佐賀とか大分とか、例えば長崎県が佐賀とか、そういったところと結んでいるというのはあるんですかね、どうなんですか。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

全部九州各県ちょっと把握はしてないんですけども、福岡と佐賀は、久留米と鳥栖とかが非常に近いもんですから、もう日頃からやっている。久留米大学病院とかを中心にやっているって話はちょっと聞いております。

です。熊本は、どちらかというと、熊本市が中心にあって、県内全域をというところでございます。ただ、隣県との連携という部分はございますので、その辺もまた、今後検討をしていく必要はあるのかなと思っております。

○内野幸喜委員 分かりました。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

○岩下栄一委員 12ページ、健康福祉政策課ですけども、この中で、やさしいまちづくり事業費ってのありますけれども、やさしいまちづくりは、福島元知事が特に主張されて、福島県政の大きな目玉政策だったと思えますけれども、やさしいまちづくり事業ってのはまだ名称として残っているということに感動したんですけども、これは、事業は、今どんなふうな中身ですか。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

やさしいまちづくり事業につきまして、現在の取組状況というのを御説明させていただきますが、まず、関係機関と連携して協議会を発足させておりまして、その協議会の中に、福祉関係の団体ですとか、あと、交通事業者ですとか、そういった方々に御参画いただきまして、現状についての問題意識とかを意見交換させていただいて、参加している各

関係課がございますので、そちらに対していろいろ御助言等をいただいている状況がございます。

あと、障害者の方の駐車場、ハートフルパスというのがございますが、そういった事業もずっと継続しておりまして、順調に箇所数のほうも増えております。

また、昨年度末でしたが、御利用される方々の対象範囲を広げさせていただきまして、特に子育て世代をできるだけ支援していきたいということで、妊産婦の方の御利用の期間を少し拡大したりですとか、あと、子供さんの数で、どうしても長期間御利用が、ある程度支援必要な方というのもしらっしゃいますので、1子目の方よりも2子目の方、それから2子目よりも3子目の方という形で、御利用期間を延長するというような取組もさせていただいております。

そういった形で、やさしいまちづくり、引き続き取組を進めていこうというふう考えているところです。

以上です。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

やさしいまちづくりってのは福島県政の目玉でしたけれども、その精神は、やっぱりもう一般社会に非常に浸透しているというふうに思います。私も足悪くして非常に不自由しておりますけれども、自分の周辺を見渡すと、非常にいろんな配慮がなされてて、やさしいまちづくりが、言葉だけじゃなくて県民生活に定着しているなということを改めて思っておりますので、ぜひこれを継続して、よろしく願いいたしたいと思います。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○岩下栄一委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

○亀田英雄委員 2ページの社会福祉諸費と災害救助対策費のこの金額の積算根拠といたしますか、内容について、もう少し詳細にお知らせいただけますか。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今回補正予算のほうに計上させていただいている中身について、少し積算の考え方あたりを御説明させていただきます。

まず、住まいの再建支援事業といたしますのは、熊本地震、それから令和2年7月豪雨のときにも実施させていただいた取組でございまして、例えば、自宅再建される方の借入れをされるときの利子助成ですとか、あるいは民間賃貸住宅辺りにお住まいになる時の入居費用を、低額なんですけれども、御支援させていただいたりなどございます。

その利用される方々の対象の定義を応急仮設住宅入居者等というふうにしておりますが、その対象者の方々についてニーズ調査をさせていただきまして、その調査の結果を踏まえて、大体通算して300世帯ぐらいの利用があるかなということで見込んでいます。

その方々の事業費総額が大体8,200万円ほどということで見込んでおりますので、その中で、特に早急に再建をされるような方々、今回の場合、応急修理の対象の方々は、大体早めに修理のほうが終わりました自宅再建に移られますので、そういった方々を大体5%相当というふうに見込んでこの金額を計上しております。

あと、下の被災者生活再建支援事業につきましては、この生活再建支援法という法律が、大体自治体単位で、その自治体の人口規模に応じて、全壊したような世帯がどのくら

いいるかというので、対象になるかならないかというふうに判断します。

例えば、熊本市ぐらいの人口規模であれば、150世帯の滅失世帯があるというのが基本前提になっておりまして、ただ、全壊が150世帯だったときに、それは、なかなか数としても上がらないんですが、例えば半壊の世帯であれば、2世帯で1世帯とみなすとか、そういった形で積み上げていったときに、どうしてもそれでも対象にならない自治体が、今回の場合は、山都町と玉東町というのが出てまいります。その2つについては、全壊とか中規模半壊とか、そういったのを足しても数世帯程度ということで、この支援法の対象になりませんでしたので、その2自治体について積み上げた結果がこの500万円という金額になっております。

以上でございます。

○亀田英雄委員 被災者の生活再建は、今から寒くなりますので、いろいろもう大変です。だから、もう当たり前の話なんですけれども、被災者に極力寄り添っていただいて、不平不満のないように、なるだけ解消していただきたいというふうに、よろしく願いしておきます。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○亀田英雄委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかに何か質疑ありませんでしょうか。——質疑がないようでございますので、それでは、次に移らせていただきます。

本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第11号から14号まで、49号、53号及び58号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に移ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

別冊の報告事項を御覧いただきたいと思っております。そちらの1ページをお願いいたします。

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明させていただきます。

A3横で右肩に、厚生常任委員会報告資料と記載の資料を御覧いただきたいと思っております。

なお、本件につきましては、知事公室付から総務常任委員会に報告されるものですが、復旧・復興全般に関するプランになっておりますので、当常任委員会においても御報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料左上、1、気象情報と主な被害

情報です。

令和7年8月豪雨は、線状降水帯が繰り返し発生し、県内では、多いところで24時間降水量が400ミリを超える記録的な大雨となりました。

11日未明から、玉名市や八代市など5市2町に大雨特別警報が発表され、広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生いたしました。人的被害は30名、住家被害は8,481棟、公共土木施設等の被害額は1,872億円余に達し、農林水産業や公共土木、商工業、教育関係等の様々な分野に影響が及びました。

これを受け、本県では、令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部を設置し、復旧・復興プランを策定することといたしました。

次に、中段の2、復旧・復興プランの理念です。

被害への対応に関する課題検証、取組に関する記録・継承、庁内連携の下強力で推進するものとして、県民みんなが安心して笑顔になる熊本の復旧・復興といたしております。

その下、3、復旧・復興プランの4つの柱は、記載のとおりでございます。

4、今後のスケジュールですが、来る12月18日、第2回の復旧・復興本部会議を開催し、各部局で意見交換を行い、本プランを策定し、来年度の出水期前にプラン内容について進捗を確認することといたしております。

裏面をお願いいたします。

プランの主な内容案でございます。

4つの柱、20の項目ごとに、主な課題、改善の方向性、3年間の主な取組を記載し、迅速かつ着実な復旧、復興を目指すことといたしております。

1つ目の柱、被災者の救済・生活支援では、3年間の主な取組として、当健康福祉部にも関係いたします住宅の応急修理や仮設住宅の供与、医療、福祉施設の早期復旧のほか、災害廃棄物の適正処理体制の構築などを

記載しております。

2つ目の柱、産業復興支援では、農林漁業者への緊急支援、中小企業の資金繰りや施設設備の復旧支援など、事業継続を支える施策などを記載しております。

3つ目の柱、社会・産業インフラの機能回復では、道路や河川、農林漁業、教育施設、文化財、自然公園、肥薩おれんじ鉄道、警察施設など幅広い分野の復旧、再度災害防止のための改良復旧などを記載しております。

最後に、4つ目の柱、防災・減災の取り組みでは、国土強靱化地域計画の改定、浸水対策の推進、情報伝達の強化などのほか、当部に関係するものとして、ボランティア事前登録制度の充実などを掲載いたしております。

健康福祉政策課からは以上です。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の3ページを御覧ください。

第2期熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定についてであります。

説明は、次の4ページの概要の紙で、まずさせていただきます。

まず、この紙の左上のところで、1の計画の概要とございます。

この趣旨としましては、ギャンブル等依存症対策基本法の改正が今年の9月に施行されて、また、次のギャンブル等依存症対策基本計画が今年3月に改定版が策定されたことを受けまして、本県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するために、法に基づき策定するものであります。

計画の期間は、その上の黄色の網かけであります。令和8年度から10年度までの3年間ということとしています。

その下、2の現状と課題のところでございます。

まず、現状でございますが、(2)の県内のギャンブル等依存症が疑われる方という意味

では、約2万人ということでありまして、(3)過去1年間において1回以上パチンコを行った人の割合というと、熊本県が8.2%あります。

(4)の依存症の受療状況ということで、入院患者数が11名、外来患者数が122名ということであります。

(6)の医療機関の状況であります。ギャンブル等依存症治療拠点機関と書いてあります。

これは、研修や地域連携などでもできる専門医療機関のことです。そういったところが2機関あるというところがございます。このうち、向陽台病院と書いてありますが、これは、この第1期の計画期間の中で新たに追加されたものであります。

主な課題のところではありますが、2つ目の丸のところにありますように、専門医療機関ですとか、ギャンブル等依存症の診察に対応できる医療機関が少ないということ。あと、4つ目の丸のように、公営競技におけるインターネット投票が増加しているということで、これを踏まえた依存症対策の充実を図っていく必要があるというような状況であります。

右上、3の基本計画の方向性であります。

まず、基本理念のところではありますが、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及し、支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指しますということでありまして、基本方針として、ここに記載の5つの方針を掲げております。

4の重点目標のところではありますが、まず、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたって発生を予防するというので、講演会ですとか、高校、大学などへの情報提供などを年1回以上実施ということで、2つ目のところですが、切れ目のない支援体制を整備するというので、

専門医療機関を県内に3か所以上選定ですとか、あと、医療機関等への研修会、保健所圏域ごとの協議の場を年1回以上実施ということ掲げています。

5の具体的な取組のところについては、第1期の計画からの変更点を下線で引いておまして、そこを中心に御紹介しますと、まず、1の(1)予防教育の推進のところ、保護者への啓発と書いていますが、これは、県の有識者会議の中での意見を踏まえて追加しているところでもあります。

(2)の普及啓発のところでもあります、国の法律計画における変更点、改正点を踏まえておまして、インターネット投票の利用制限ですとか、違法賭博に対する啓発の強化というのを記載します。

続いて、一番右の4の基盤整備のところでもあります、(2)の人材育成のところ、2つ目のポツで、県の研修で当事者、家族に講話いただくなどということ書いていますが、これは、今年の有識者会議におきまして、新たに当事者の委員の方に入っていて、その委員からの意見を踏まえて追記しているものでございます。

ここからまた3ページのほうにお戻りいただきまして、一番下の5の今後のスケジュールのところでございます。

まず、今日報告させていただきましたら、この後、パブリックコメントを経まして、2月議会において、またこの委員会で報告の上、計画を策定していく予定としております。

私の説明は以上です。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の報告は終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑ありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 すみません。今のギャンブル

ル等依存症対策推進計画の中で、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者、約2万人とありますけれども、この疑われるっていうのはどういう状況でそうなるのかというのちょっと教えていただければなと思います。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

このデータに関しましては、まず、前提としまして、国内のギャンブル依存症の疫学調査というのがございまして、そちらの全国の人数というのを県内の人口で割ったというようなものでございます。

これが、アンケートを踏まえて書いておまして、そのスクリーニングテストというのをやまして、そこで実際にギャンブル障害の診断基準に該当するかどうかということ、それは実際には医師の診察だとか診断が必要になってくるところでございますが、可能性として、アンケートへの回答状況というのを踏まえて、この数字を計算しているということでございます。

私からは以上です。

○内野幸喜委員 2万人という数字ではなくて、どういったケースが疑われるのか。例えば、もう医師の診断でしかできないとか、例えば、我々が、こういう状況だと、そういう疑われる方なのかなとか、何かそういう判断材料ってあるんですか。この2万人の根拠とかじゃなくて、どういう方がそのギャンブル依存症として疑われるのか、こういうケースとか何か、年に何回行ったとか、例えば何かあるんですかね、よく分からないんですけれども。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今の御質問のところでもあります、この具

体的な、こういったテスト項目といえますか、個々の数字のことということじゃないんでしょうけれども、まず、この数字の部分に関しましては、まず、どんな形でのテスト項目だったのかということ、また改めて別途御説明させていただきたいというふうに思います。

また、ギャンブル等依存症に関連して、疑われやすくなってくる可能性があるということと言いますと、関連する話としましては、次の項目として、行動者率という、(3)で書いておりますけれども、1回以上パチンコを行っているというのが、それだから依存症ということでは全くございませんが、そういったところから入り口として、どんな形で——依存症ということであると、結局は、自分自身の意思では、ギャンブルというのをなかなかやめていけないとか、そういったことが出てくる状況ということでございますので、そういったところを一つの基準としつつ、医師の診断などにおいて判断していくというふうに理解しております。

○内野幸喜委員 例えば、診断項目として、幾つか、10ぐらいの設問があつて、この1年で10回以上行きましたかとか、また行きたいと思いませんかとか、例えば、いろんな設問があつて、これに幾つか該当すれば多分そうだろうということなんですかね。多分医師の診断ということだと。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

どういった項目に該当したときに、この数字に該当してくるのかということについては、また改めて御説明差し上げたいと思います。

○岩本浩治委員長 よろしいですか。

○内野幸喜委員 大丈夫です。

○岩本浩治委員長 内野委員が質問されましたのは、例えば、パチンコ1回行って依存症という判断するのかとか、そういう関係で2万人も入るのかということじゃないかと思いますが、後でまた御説明をお願いしておきます。

その他ありませんでしょうか。

○立山大二郎委員 では、内野委員の質問にちょっと関連して、依存症のところちょっとお尋ねしたいんですけれども、疑われる方が2万人いらっしゃる。にもかかわらず、実際に依存症の受療状況を見ると、入院11名、外来患者122名ということで、実際にちょっと医療機関とかに接続がうまくいってないんだらうなというのは非常によく分かります。

いろいろと何か面白い数字があるなと思うんですけれども、例えば、1回以上パチンコを行った人の割合が熊本県8.2%、全国順位4位で、九州内順位が4位ということは、結局、4県は九州内ということですよ。それだけやっぱり九州が盛んなのかなと思うんですけれども、もちろん適正な範囲内で楽しんでいただく分には全然いいことだと思うんですけれども、度を超えて依存症になっていく方、結局、それって、ギャンブルがただ好きとかもあるんでしょうけれども、実際問題、家庭の状況とかいろんな福祉の問題とかいっぱい接続していきなきゃいけないところがあると思うんですよ。

ですので、ちょっと具体的に、どうやってそうやってつながっていくのかとか、対応していくのか、地域包括ケアにもつなげると書いてあるんですけれども、どういったところを目指されているのか、ちょっと伺えればと思います。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

委員が今おっしゃっていただいたように、最初に御指摘いただいた部分に関しましては、主な課題の1つ目の丸のところでも記載しておりますが、なかなか支援が必要な方が、医療機関や相談機関につながりにくいような状況にあるだろうというふうに思っております。

そういった中におきまして、この2の(6)のところでも医療機関の状況なども記載しておりますが、まずは、専門的に治療を受けることができるような医療機関というのを1つ追加にはなったものの、もっとそこは追加していく必要があるだろうということでもありますので、そこを我々としましては、積極的に呼びかけを行っていきまして、治療につながっていくような形というのを、我々としては取っていききたいというふうにも思っておりますし、あとは、このギャンブル等依存症が疑われる方々ということになりますと、その後、しっかりと相談できるところにちゃんとつながっていくということが非常に重要なだろうというふうに思います。

例えば多重債務問題だったりとか、そういったところにも関連してまいりますので、本県の有識者会議の中でもそういった関係の委員というのもしらっしゃいますが、そういったところとの連携もしっかりと取りながら、しっかりと包括的な支援体制というのを築いていきたいなというふうに思っているところであります。

私からは以上です。

○立山大二郎委員 最近、やっぱり違法のオンラインカジノの問題とかも非常に出てきていますし、あとは、ネットで投票ができるようになって非常に楽しみやすくなったというところもあるんですけども、歯止めが利かない部分ってのが正直出てくるのかなと。例

えば、場外の発券所とか、馬券場とか行ってしか買えなかったときとやっぱり状況が随分変わってきていると思うんです。

その中で、重点目標の中でも、例えば、講演会や高等学校、大学等への情報提供年1回以上実施してあるんですけども、やっぱりもう若い段階からのまず普及啓発のところですごく重要で、やっぱりオンラインとかでも今結構若い方でも、ちょっといろいろごまかして買ってしまうような状況もあるように聞いておりますし、本当に、例えばオンラインカジノが違法であるとか、あとは、こういった形で間違えてしまう。だから、とにかく、ちゃんと判断ができるようになってからじゃないと駄目ですよというところの普及啓発を本当に力入れていただくのが一番、まずは遠回りだけど確実なんじゃないかなと思いますので、ぜひ注力していただければと思います。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今おっしゃっていただいたように、インターネットで投票できるようになってきたということで、かなり本県におきましても、そのインターネット投票によって、こういったギャンブルなどを行う方が増えているという状況は見てとれます。

そういった中で、国におきましても、そういった状況を踏まえて、法律ですとか計画の改定も行われているというところも踏まえまして、我々としても、その対策というのをしっかりと取っていききたいと思っておりますし、あとは、若い段階からの普及啓発ということで御指摘いただきました。

そういった意味では、我々として、この具体的な取組の中でも、保護者への啓発だったりとか、子育て中の家庭の支援体制とか、そういったところもまずは追加しようとしているところでありますし、実際に保健体育の授

業の中でも、こういったギャンブル等依存症に関して教育がなされるようになってきているというようなところもありますが、引き続き、そういった教育分野との連携も図りながら、取れる対策を取っていききたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○立山大二郎委員 じゃあ最後に。結構依存症って、本人がまず気づいてなかったりとか、いや、このぐらいは大丈夫だろうとか、あと、家族も、なかなか公的なところに相談するとか他人に相談するの恥ずかしいとか、いろいろ抱えていると思うので、割と積極的に介入していかないと難しいのかなと思います。非常にプライバシーの問題とかあって、いろいろ大変だとは思いますが、引き続き取組をよろしく願いいたします。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。——ほかに。

○岩田智子委員 そのギャンブルのことなんですけれども、ネットに関して、今ネット投票とかネットカジノ、さっき言われたようなそういうのもすごく簡単にできるし、そこで簡単にお金借りられるようになるということで、消費者金融のほうというか、そういう消費者問題のほうでもちょっと問題になっているという話も聞いたんですね。

で、これからこれを出されて、パブコメを集められますよね。そのときにやっぱり当事者の方、人材育成のところでは出ていますけれども、広く案を皆さんに見てもらえるようにして、いろんな意見をやっぱりいただくというのが大事じゃないかなと思っておりますので、これは要望ですので、よろしく願いします。

以上です。

○岩本浩治委員長 要望でよろしゅうございますか。

○岩田智子委員 はい。

○岩本浩治委員長 その他ありませんでしょうか。——ないようですので、これで報告に対する質疑を終わらせていただきたいと思います。

次に、その他のその他に入りますが、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとしまして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において、取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員へ示し、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 異議なしという声がありましたので、それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、委員の皆様から、その他で何かありませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 今、インフルエンザ流行中で、コロナのほう若干減ってきているというふうなデータが毎週送られてきますけれども、コロナのワクチン接種の状況に関して、ちょっと教えていただきたいんですけれども、ワクチン接種に関しましては、各自治体によって助成の幅が、いやもうまちまちというような状況があり、主に生活保護並びに非課税世帯が無料になって、この方々は結構

コロナワクチン接種をしていると。

ただ、実際に費用がそれなりにかかっている自治体があるもので、その自治体の接種率が極めて落ち込んでいるという話も聞こえてきていますので、今、県下におけるコロナワクチンの接種の状況というのをまず教えていただけますか。

新たな仕組み、新たな仕組みっておかしいですけれども、そのような状況になってからの話ですね。もう8回目、9回目、10回目ぐらいの話だろうと思いますが、ちょっと教えていただければと思います。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

コロナのワクチンの接種状況でございますけれども、大変恐縮ですが、手元のほうに各市町村の状況を持っておりませんので、改めて御説明のほうをさせていただきたいと思えます。

○藤川隆夫委員 結構です。

後で教えていただければ大丈夫だと思いますけれども、先ほど言ったように、熊本市なんかは、非課税世帯以外は1万幾らかかるので、ほとんど誰も受けていない。実は私も打ってないという状況があり、ただ、やっぱりコロナに罹患すると、合併症を持っている方々は、やっぱり大変重篤な状況になりかねないので、それはやっぱり進めていく話。

ところが、ある自治体に行くと、そこが安価なものでやっぱりみんな打っているというふうな状況が今県下で起こっているのです、できれば、そこを含めて、ある程度似たような金額で打てるようにしてもらおうと本当ありがたいんですけども、あくまでも自治体の事業なので、なかなか県としては言えないというふうなふうに思うんですけれども、そういうふうなことを含めて、もし可能であれば、自治体間の平準化というか、そういうふうなことをや

っていただければというふうに思いますので、その部分、ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

委員御指摘のとおり、県内各地で助成状況が異なるというところがあります。こちら御指摘のとおりでございますけれども、事業の実施主体が市町村というふうになっておりますので、市町村のお考えということもあるかと思っています。

ただ一方で、まずは、県内の各市町村に対して、各市町村がどのような助成を行っているかという情報共有についてはさせていただいておりますので、まず、情報提供させていただきながら、状況を見て、お話をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 結構です。

○岩本浩治委員長 すみません、ちょっと私からいいですか。

熊本市は、インフルエンザ1万円ですか。

○藤川隆夫委員 いや、コロナ、コロナ。

○岩本浩治委員長 コロナで1万円。

○藤川隆夫委員 コロナは普通どおり取っているから1万幾ら、たしか。だから、自治体によって全然違う。

○岩本浩治委員長 分かりました。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

ちなみに、熊本市さんは、自己負担額が1万1,560円ってことなので、約1万円という

ことになっております。

ただ一方で、こちらも、先ほど御紹介いただきましたけれども、生活保護世帯及び非課税世帯については無料というふうになっております。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 ほかにありますか。

○内野幸喜委員 すみません、先日、ちょっと竹中課長のほうにも少しお話させていただいたんですが、高次脳機能障害についてということで、これは見た目にはちょっと分からないと、外見から分からないので、見えない障害と言われているそうです。

実は、私も知らなかったんですけども、以前勤めていた会社、四半世紀ぶりにそのときの同僚から連絡があって、実は自分がそうなんだと。今宮崎に住んでいるんですけども、その彼は、熊本でもしっかりと取り組んでくれて話があって、そこで初めてそういう障害があるってことを知りました。

どういった障害があるかという、記憶障害だったりとか、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害とか、失語とかということがあるそうなんです。

現在、国会のほうで、この支援の拡充をする新法案というのが成立の見通しだということです。だから、恐らく、全国にも多くのこの高次脳機能障害の方がいらっしゃるんだと思いますし、多分熊本県にもたくさんいらっしゃるんだと思います。そして、その支援の拡充がやっぱり必要なんだろうということで、何か全会一致で成立する見通しだというふうに聞いています。

そこで、今熊本県のまずは状況を、課長が分かれば教えていただければなと思います。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

この高次脳機能障害に関しましては、我々県としましても、高次脳機能障害者支援センターというのを設けておまして、そちらで、高次脳機能障害の方だとかその家族に対して相談、支援ですとか、医療機関や事業所等の支援者に対する研修や技術的支援を現状行っているというところでございます。

○内野幸喜委員 今、既に熊本にはその支援センターというのがあるわけですか。これは県の機関ですか。すみません、ちょっと何も知らなくて……。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

現状、熊本託麻台リハビリ病院を高次脳機能障害者支援センターということで指定している。

○内野幸喜委員 指定しているわけですね。

この新法案が今国会で成立した場合は、来年の4月1日以降が施行らしいんですけども、そうなったときに、何かまたさらにこういうふうになるとかあるんですか。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

この法案が成立しましたら、本県に限らず、我々として期待できるかなというふうに思っていますのは、発達障害者支援法制定のときもそうですけれども、その障害について、よりその理解が世間にも広まっていくんだろうというふうにも思いますし、あと、今の法律の条文案をみますと、事業主としての努力義務だとか、そういったようなところも含めて規定される見通しということでもありますので、そういったことで、高次脳機能障害の方だとか家族が、より円滑に日常生活を営んでいきやすくなっていくんだろうというふうに思っているところであります。

また、本県におきましても、こういった法律が通りましたら、この法律の中で、医療だとか福祉、教育、労働などの関係機関で構成されるような高次脳機能障害者支援地域協議会というのを設置することも求められているところでもありますので、そういったところも、我々としてどういった形でできるのかなということを検討して対応を考えていきたいなというふうに思いますし、あとは、この法律の中で、高次脳機能障害に関する専門的な知識を有する人材の育成というのが規定されているということも踏まえまして、来年度の新たな取組として、高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材養成を目的とした支援者養成研修に関する実施経費などについて予算要求中でございます。

そういった予算化が実現しましたら、高次脳機能障害支援センターと研修実施に向けて取り組んでいきたいなと思いますし、関係事業所とかへの周知とかも通じまして、高次脳機能障害者への支援体制の強化を図ってきたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員 今課長がおっしゃいましたが、これも、これが成立することによって理解が進むんじゃないかと、確かにそうだと思うんです。私も本当知らなかったんですね、こういう障害があるということ。その彼から連絡があって初めて知ったので、この施行後、こういう障害があるんだということを広く知ってもらおうと理解が進むんじゃないかなと私も期待しています。

やっぱりこの支援の拡充が必要だということだと思いますので、県としても、施行後は、これにしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上で大丈夫です。

○岩本浩治委員長 それでは、ほかに何かありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第5回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長